



# 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関 の審査における審議会の確認事項（案）

---

令和5年9月26日

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第121回）資料6

## 本資料の位置づけ

○登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関については、それぞれ研修事務規程と養成業務規定の認可等に当たり、専門的な見地から、政令で定める審議会等（※）の意見を聴いた上で、文部科学大臣が行うこととなっている。

（※）中央教育審議会を想定。

○これに当たり、審議会等の審査において確認すべき事項を策定し、適正な審査に資するとともに、登録を受けようとする教育機関の設置者が、適切に申請の準備が行えるよう、審査での確認事項について示すこととする。

○本資料については、最終的には、審議会等において審査のための資料として位置づけ、決定することを想定している。

○なお、本資料に示す確認事項はあくまで審査に当たり、確認すべき事項を示すものであり、これ以外の事項について確認し、審査することを妨げるものではない。

## 1. 実践研修の科目の実施方法に関する事項

- (1) コアカリキュラム（仮称）に照らして、科目の指導者、教材、時間配分、体系性、**評価方法**等の適正性について、シラバス等により確認することとする。
- (2) 実践研修に省令で定める事項以外の事項を取り扱う場合、省令で定める事項を取り扱う指導時間が4.5単位時間以上であることを確認することとする。
- (3) オンライン授業のうち、オンデマンドのものについては、①LMS（Learning Management System）やメール等により、各回の授業を受講するたびに、受講者が教員やその補助者に対し、質問し、すみやかに回答を得られる体制であること、②LMSの交流機能や対面やオンラインによる受講生同士の交流の場の確保により、受講生同士が議論を行える機会が科目ごとに確保されていることについて確認することとする。

## 2. 指導体制に関する事項

- (1) 指導者の要件の「日本語教育に係る学位」や「日本語教育に関する研究業績」については、日本語教育学のみならず、教育学や言語学など日本語教育に関連する学位や研究業績であることを確認する。その際、「研究業績」については、学術誌に掲載された査読付き論文の多寡のみならず、研究機関が発行する紀要での論文掲載や学会での発表などを含め、**また、実践研究も含めて**実践研修の指導者としてふさわしい業績を有するか確認することとする。
- (2) 指導者の要件の「登録日本語教員又は登録日本語教員となることを希望する者を対象とした研修・授業」については、実践研修に類する実践型の研修・授業や、教授法に関する研修・授業など、実践的な技術の習得や実践的な知識・技能の習得につながるものであることを確認することとする。

## 3. 教壇実習に関する科目に関する事項

- (1) 教壇実習に関する科目において、「教壇実習機関が開設する通常の日本語教育課程の一部」に「相当する実施形態である授業」での教壇実習は、外国人等の生徒を募り、教壇実習機関が開設する日本語教育課程に位置づけられた授業やそれに類する授業を実施するクラスを設置し、当該クラスにおいて教壇実習をするものとなっていることを確認することとする。
- (2) 教壇実習に関する科目における「授業の補助」とは、受講者が授業を実施する教員の補助的な支援をするものではなく、指導者の指導・助言の下、受講者自身が教壇に立つ実施形態のものであることを確認することとする。
- (3) 教壇実習機関と登録実践研修機関との間の協定においては、教壇実習を行う期間、教壇実習の内容、それぞれの機関の指導者等の役割分担、**受講者の評価方法**、教壇実習機関から登録実践研修機関へ受講者の教壇実習等の実施状況について伝達する方法、事故等が発生した場合の対応や責任、教壇実習を委託する際の費用等、円滑に教壇実習に関する科目を実施するために必要な事項が定められていることを確認することとする。その際、教壇実習機関へ任せきりでなく、登録実践研修機関が責任を持って教壇実習等に関わる体制となっていることを確認する。
- (4) 教壇実習機関に置かれる指導者については、登録実践研修機関と教壇実習機関が別の機関である場合でも、登録実践研修機関に所属する指導者が、教壇実習を実施する期間中常に教壇実習機関に配置される場合もこれを満たすものとして確認することとする。
- (5) 教壇実習機関に置かれる指導者が同時期に複数の受講者を担当する場合、同時刻に単独で教壇に立つ受講者は1人とする等個々の受講者の指導に支障がないよう適切な配慮がなされていることを確認することとする。

(6) 教壇実習機関が外国の大学等の場合で、当該教壇実習機関の教員等が受講者の実習の支援に当たる場合には、当該教員等が3年以上の日本語教育の経験など受講者の実習の支援を行う上で必要な経験を有するとともに、登録実践研修機関の指導者の主導の下に受講者の実習の支援を行うことを確認することとする。その際、教壇実習を含めた実践研修の担当者は登録実践研修機関の指導者であり、教壇実習の実施計画の策定や、受講者の最終的な評価等については、当該指導者が責任を持って実施することを確認することとする。

## 4. 評価等に関する事項

(1) 実践研修の実施状況の評価について、実践研修の内容、指導体制、施設及び設備、教壇実習機関との連携、受講者の評価等について適切な評価項目及び評価基準を定め、責任者である指導者を中心に点検評価を行い、機関として評価決定の最終確認を行って上で、結果を公表することとしているか確認することとする。

## 5. 経費の維持方法に関する事項

(1) 経費の見積及び維持の方法の適切さについては、予定する実践研修について、想定される受講者数に対して通常要すると思われる経費の見積に関する資料と、それに対する受講手数料等の収入に関する資料を基に、適正かつ安定的に実践研修を実施できることが見込まれるか確認することとする。

## 1. 養成課程の科目の実施方法に関する事項

- (1) コアカリキュラム（仮称）に照らして、科目の教授者、教材、時間配分、体系性等の適正性について、シラバス等により確認することとする。
- (2) 養成課程の中で「必須の教育内容」50項目以外の学習内容を含める場合には、「必須の教育内容」50項目の学習が、375単位時間以上となっているか確認することとする。
- (3) 「通常を受講者が授業時間の二倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に行わせるカリキュラム内容となっているか」については、養成課程の内容や期間について、授業時間のみ学習を行えばよいというものではなく、授業の予習や復習等の授業時間外の学習を考慮し、適切であることを確認することとする。その際、個々の受講者の授業時間外での学習時間の管理や、上記時間に該当する授業時間外に行う課題を課すことを必須とする趣旨ではないものとして確認を行うこととする。

## 2. 養成課程の体制に関する事項

- (1) 組織的かつ体系的な養成課程の実施のために支障のない体制として、収容定員数に応じた本務等教授者が配置され、かつ、最低3人を上回っているか確認する。
- (2) 本務等教授者は、当該登録日本語教員養成機関の養成課程に関する業務を行うことを本務としている教授者をいうため、他の登録日本語教員養成機関の教授者を兼務することは可能であるが、2つ以上の登録日本語教員養成機関で本務等教授者となっていないことを確認することとする。また、本務等教授者であるかどうかについては、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容、他の職業に就いているか否か、就いている場合はその業務の量及び内容などによって総合的に判断し、確認することとする。

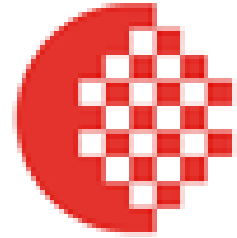
(3) 本務等教授者は、養成課程を置く登録日本語教員養成機関（大学等が複数の学科等を置く場合、養成課程の実施に係る学科等を指す。以下同じ。）で専ら又は本務として教育に従事するものを指すため、養成課程の業務にのみ専ら又は本務として従事していることまでは求めないものとして確認することとする。

### 3. 評価等に関する事項

(1) 養成課程の実施状況の評価について、養成課程の内容、教授体制、施設及び設備、受講者の評価等について適切な評価項目及び評価基準を定め、本務等教授者を中心に点検評価を行い、機関として評価決定の最終確認を行って上で、結果を公表することとしているか確認することとする。

### 4. 経費の維持方法に関する事項

(1) 経費の見積及び維持の方法の適切さについては、予定する養成課程について、想定される受講者数に対して通常要すると思われる経費の見積に関する資料と、それに対する受講手数料等の収入に関する資料を基に、適正かつ安定的に養成課程を実施できることが見込まれるか確認することとする。



文化庁